

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 18 年 3 月 9 日付け）

・水酸化マグネシウム

（水酸化マグネシウムは、人の必須ミネラルのひとつであるマグネシウムの水酸化物であり、食品の pH の調整、色調の保持及びマグネシウムの栄養強化等の機能を有する。）

我が国では、マグネシウム関係の食品添加物は、昭和 32 年に塩化マグネシウム、炭酸マグネシウム及び硫酸マグネシウムが、昭和 57 年に酸化マグネシウムが、平成 3 年に L - グルタミン酸マグネシウムが、平成 16 年にステアリン酸マグネシウム及びリン酸三マグネシウムが指定され、豆腐の凝固剤、強化剤、滑沢剤、吸着剤等、様々な用途で使用されている。）